

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500015号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500013号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月2日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成17年12月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険料の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月2日

A社から平成17年12月2日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録がない。8万円が支給され厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求期間においてA社から、賞与として6万6,858円が振り込まれていることが確認できる。

また、A社の人事関連業務を管掌するB社は、社会保険等に加入したアルバイトで週30時間以上勤務している者には賞与を支給し、厚生年金保険料を控除していた旨陳述しており、請求者は、請求期間に係る賞与額は8万円であった旨主張していることから、A社から提出された同僚対象者リストにより確認できる保険料率に基づき請求期間に係る賞与の差引支給額を試算したところ、当該差引支給額は、上記取引推移一覧表における請求期間の賞与振込額と一致する。

これらの事情から、請求者は、請求期間においてA社から標準賞与額8万円に相当する賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は平成17年12月2日支給分の賞与に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第 1500126 号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (厚) 第 1500014 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正し、昭和 50 年 10 月の標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A 社 B 工場に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社から提出があった在籍証明書並びにオンライン記録により請求者同様、請求期間が空白期間となっている同僚に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の内容から判断すると、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し（同社 B 工場から同社 C 支店に異動）、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A 社 B 工場の担当者は、請求期間当時の事務担当者の処理に誤りがあったと思われ、本来ならば同社 B 工場の資格喪失日を昭和 50 年 11 月 1 日とすべきであった旨陳述している上、オンライン記録により、同社 B 工場において昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員が 19 人確認できるところ、うち 13 人がその後の異動において 1 日付けで同資格を喪失及び取得していることが確認できることから判断すると、同社では従業員が転勤する際、通常 1 日付けで同資格の喪失及び取得の届出を行う取扱いとしていたことがうかがえることから、請求者についても、異動日を昭和 50 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A 社 B 工場に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 50 年 10 月の定時決定の記録から、8 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金

保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第 1500127 号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (厚) 第 1500015 号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年10月31日から同年11月1日に訂正し、昭和50年10月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和50年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出があった賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の内容及び同社の回答から判断すると、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場の担当者は、請求期間当時の事務担当者の処理に誤りがあったと思われ、本来ならば同社B工場の資格喪失日を昭和50年11月1日とすべきであった旨陳述している上、オンライン記録により、同社B工場において昭和50年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員が19人確認できるところ、うち13人がその後の異動において1日付けで同資格を喪失及び取得していることが確認できることから判断すると、同社では従業員が転勤する際、通常1日付けで同資格の喪失及び取得の届出を行う取扱いとしていたことがうかがえることから、請求者についても、異動日を昭和50年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の平均報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳兼所得税源泉徴収簿で確認できる請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の平均報酬月額から、8万円とするこ

とが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500146号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500018号

第1 結論

請求者のA社における平成10年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年3月から同年8月までの標準報酬月額については、9万2,000円から36万円とする。

平成10年3月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月1日から同年9月1日まで
年金事務所から、A社に勤務した従業員の標準報酬月額の一部が遡及して訂正されている旨の連絡があった。給料の遅配はあったが、給料が下がった記憶はないので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初請求者が主張する36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成10年9月1日)の後の平成10年9月14日付けで、平成10年3月1日に遡って随時改定処理が行われ、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成10年9月14日付けで、平成10年3月1日に遡って標準報酬月額の引下げが行われている被保険者が9人いることが確認できる。

さらに、事業主は、請求期間当時に厚生年金保険料の支払の遅れや、払えない状況が続いたため、管轄の社会保険事務所(当時)に相談した結果、当該社会保険事務所の指導の下に上記随時改定の届出をした旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年9月14日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものととは考え難く、請求者について平成10年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、36万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500053号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500006号

第1 結論

平成元年2月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月から平成3年3月まで

平成元年*月頃、私が20歳になったことでA区より国民年金保険料の支払に関する案内が届いたので、父が保険料を支払っていた。請求期間の国民年金の加入手続も父が行ってくれた。その後、父は、「大学を卒業して自分で勤めるようになったら自分で払えよ。」と言って、受領印が押してある納付書の控えを私に見せてくれた。また、私は父から「保険料を納付した。」と何度か聞いたことがある。請求期間の保険料納付を裏付けるものは見つからないが、生前の父は、お金に^き帳面であり、納付したことは間違いないと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が20歳に到達した平成元年*月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索(請求者の申出に基づく氏名の読み方及び生年月日での検索を含む。)では、請求者に係る記号番号を確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況を確認することができない。

さらに、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500092号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500007号

第1 結論

昭和60年8月から同年12月までの請求期間、昭和61年2月、同年3月、昭和62年2月から平成4年12月までの請求期間及び平成8年10月から平成9年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年8月から同年12月まで
② 昭和61年2月及び同年3月
③ 昭和62年2月から平成4年12月まで
④ 平成8年10月から平成9年5月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和61年頃に生前の母が行ったと思う。その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続についても、時期は定かではないが、母が行ったと思う。国民年金保険料については、私や母が前納し、前納できなかったときは毎月納付していた。また、過去の国民年金保険料を遡って納付したこともあったと思う。未納期間が生じないように私や母が国民年金保険料を納付してきたのに請求期間の国民年金保険料が未納であるのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の主張のとおり、国民年金の加入手続が昭和61年頃に行われた場合には、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では請求者の記号番号を確認することができず、請求者には平成10年11月1日に基礎年金番号が付番されており、国民年金被保険者の資格取得に係る処理日も同日であることから、請求者に係る国民年金の加入手続は平成10年11月頃まで行われていなかったものと考えられる。

また、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500089号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500008号

第1 結論

昭和38年4月から昭和41年3月までの請求期間、昭和54年4月から同年6月までの請求期間、平成元年4月から同年6月までの請求期間、平成元年10月から平成2年1月までの請求期間、平成2年10月から平成3年3月までの請求期間、平成3年7月、平成4年1月、平成4年4月から平成11年6月までの請求期間、平成13年6月、平成13年9月から平成14年4月までの請求期間及び平成14年6月から平成15年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年4月から昭和41年3月まで
② 昭和54年4月から同年6月まで
③ 平成元年4月から同年6月まで
④ 平成元年10月から平成2年1月まで
⑤ 平成2年10月から平成3年3月まで
⑥ 平成3年7月
⑦ 平成4年1月
⑧ 平成4年4月から平成11年6月まで
⑨ 平成13年6月
⑩ 平成13年9月から平成14年4月まで
⑪ 平成14年6月から平成15年3月まで

私は、昭和40年12月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所出張所や自宅近くにある金融機関、郵便局で納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日が昭和40年12月であること、及び請求者が所持する国民年金手帳の交付日が昭和40年12月27日であることから、昭和40年12月に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、時効により請求期間①のうち昭和38年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、昭和40年12月時点で、請求期間①のうち昭和38年10月から昭和41年3月までの期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能であるものの、請求者が所持する「納付のお知らせ」(昭和53年9月25日現在の昭和53年度上半期の納付状況が示されているA区作成のもの)には、手書きのメモで、「38未」、「39未」、「40未」、「41完納」等、昭和53年度より前の期間の納付状況を示したものと考えられる記述があり、このメモからは請求期間①の国民年金保険料が納付されていた状況をうかがうことができない。

さらに、このメモが記載されたと考えられる昭和 53 年 9 月 25 日以降の時点では、第 3 回の特例納付制度を利用して請求期間①の国民年金保険料を納付することは可能であるが、請求者は、特例納付制度を利用して国民年金保険料を納付したことはない旨陳述している。

請求期間②から⑩までについては、請求者は、この間同一区内に居住していることが戸籍の附票により確認できるところ、当該請求期間は 10 か所かつ 124 か月に及び、これだけの回数及び長期間にわたり、同一区内において行政が事務処理を繰り返し誤るとは考え難い。

また、オンライン記録によれば、請求者の国民年金保険料が時効期限間際に納付されている記録や、国民年金保険料を納付した時点では、時効期限が経過していたため、その保険料が時効前の期間の保険料に充当処理されている記録が散見されることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付しようとしても、時効により納付できなかった状況や、時効期限経過後に納付したために他の期間に保険料が充当され、未納となった状況がうかがわれる。

さらに、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500040号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年4月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間における標準賞与額の記録がない。平成18年4月に同社から賞与の支給を受けたので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社は、法定保存期限を過ぎた書類を全て破棄しているため、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができないが、A社の賞与支払時期は、給与規定により7月及び12月と定められており、原則として4月の支給はなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500158号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年4月

A社に勤務した期間のうち、請求期間における標準賞与額の記録がない。平成18年4月に同社から賞与の支給を受けたので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社は、法定保存期限を過ぎた書類を全て破棄しているため、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができないが、A社の賞与支払時期は、給与規定により7月及び12月と定められており、原則として4月の支給はなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500037号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年6月から平成9年5月まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。社会保険の取扱いは、A社又はグループ会社のB社だったかもしれないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間当時、A社と一緒に勤務したとする複数の上司及び複数の従業員の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主に、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について照会したが、回答を得ることができないため、確認することができない。

一方、請求者が記憶している上司は、オンライン記録により、請求期間に国民年金保険料の納付記録が確認できる上、請求者及び複数の従業員がA社で勤務していたと記憶している請求者と同職種の従業員の中に、同社において厚生年金保険被保険者としての記録を確認できない者が請求者を含め複数いることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させるという取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間にB社において厚生年金保険の被保険者であった可能性について主張しているが、オンライン記録により、請求者を含め複数の者について、同社においても厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができない上、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。